

世田谷区自転車安全利用推進員要綱

平成26年3月20日

25世交自第284号

(目的)

第1条 この要綱は、区内の各地域において自転車の安全利用を促進するための活動を行う世田谷区自転車安全利用推進員（以下「推進員」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進員の活動)

第2条 区長は、推進員に次に掲げる活動（以下「推進員の活動」という。）を行わせるものとする。

- (1) 区民等に対する自転車の安全利用に関する広報啓発
- (2) 自転車の安全利用を推進するための区の実施に対する協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が自転車の安全利用の促進に資すると認める活動

(認定の要件)

第3条 区長は、次の要件の全てを満たす者を推進員として認定する。

- (1) 区が主催する推進員を対象とした講習会を受講した者であること。
- (2) 熱意をもって推進員の活動を行うことができる者であること。

(認定の手續)

第4条 区長は、前条の規定による認定（以下「推進員の認定」という。）を受けようとする者に、世田谷区自転車安全利用推進員認定申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を提出させ、推進員を対象とした講習会を受講した後に世田谷区自転車安全利用推進員活動プラン（第2号様式。以下「活動プラン」という。）を提出させるものとする。

- 2 区長は、申込書及び活動プランを提出した者が前条の要件の全てを満たし、活動プランに記載された主な活動内容が推進員の活動として適当であると認めるときは、世田谷区自転車安全利用推進員認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(任期)

第5条 推進員の任期は、推進員の認定を受けた日から当該推進員の認定を受けた日の属する年度の翌年度の6月末日までとし、再任を妨げない。

- 2 前条の規定は、再任の場合に準用する。

(遵守事項)

第6条 区長は、推進員の活動を行わせるにあたり、推進員に次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 常に認定証を携帯し、必要に応じて区民等に提示すること。
- (2) 当該年度の進捗状況報告書を別に定める様式により作成し、当該年度の3月31日までに区長に提出すること。

(3) 知り得た個人情報その他秘匿性のある情報を第三者に漏らさないこと。

(4) 事故に遭遇したときは、速やかに区長に報告すること。

2 区長は、前項第2号の進捗状況報告書の提出があった日から翌年度の6月30日までの間に推進員の活動を新たに行わせたときは、当該活動を行わせた推進員に活動実績報告書を別に定める様式により作成させ、当該活動実績報告書を翌年度の7月31日までに提出させるものとする。

(推進員の認定の取消し)

第7条 区長は、推進員が次に掲げる事項に該当した場合は、推進員の認定を取り消すものとする。

(1) 推進員の認定を辞退する旨の申出があったとき。

(2) 推進員の活動を行わないとき。

(3) 推進員の信用を著しく傷つけたとき。

2 前条各号に掲げる場合のほか、区長は、推進員の認定を取り消すべき特別の理由があると認めるときは、推進員の認定を取り消すことができるものとする。

3 区長は、前2項の規定により推進員の認定を取り消したときは、当該推進員に認定証を返戻させるものとする。

(区の支援)

第8条 区長は、推進員に対して、必要に応じて次の各号に掲げる支援を予算の範囲内で行うことができるものとする。

(1) 推進員を対象とする講習会の開催

(2) 自転車の専門知識に関する指導及び助言

(3) 推進員の実施する啓発活動に協力する講師の紹介

(4) 推進員の活動に要する消耗品等の提供

(5) 推進員の活動に要する映像資料等の貸出

(6) 推進員の活動中に係る傷害保険への加入

2 推進員に対する報酬は、支給しない。

(庶務)

第9条 推進員に関する事務は、土木部交通安全自転車課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、土木部交通安全自転車課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日26世交自第93号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。